



がなされますので、その知事と連携をして、適切な支援策を、今、詰めを行つてあるところであります。

いずれにしましても、今日中には決定をして、支援をしつかりと行つていただきたいと考えております。○清水委員 文化イベントやスポーツイベントは無観客を要請するとなっています。予約したチケットや主催者への補償、これについてもお考えを教えてください。

○西村国務大臣 去年の春から、緊急事態宣言が発出されて、様々な文化イベント、エンターテインメントの事業が延期をされ、中止をされております。まさに私たちの生活に潤いをもたらしてくれる大事な事業であります。

こうした皆さんには、本当に御迷惑をおかけしておりますけれども、これまでも経産省のJ-LE O D l i v e という支援で最大二千五百万円までの支援が行われてきましたので、今回、そういったものも活用し、延期になる場合、中止になると場合を含めて、しつかりと支援を行つていただき考えております。

○清水委員 今回、お酒を提供する飲食店等には、時短ではなく、休業を要請します。つまり、売上げがゼロになるわけであります。

安心して店を閉めることのできるこれまで以上の十分な補償、これはどうしても必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣 お酒を提供する場合、あるいはカラオケの設備を使われる場合、この場合は休業をお願いします。ただ、お酒を出さない、メニューから外す、あるいはカラオケ設備は使わないということであれば、八時までの営業ができるます。これは、去年の春の緊急事態宣言のときよりも強い措置であります。

幾つかある今回の措置の一つでありますけれども、全体として感染を抑えていきたいと考えておりますが、そういう意味で、これまでの支援策、

協力金は固定費の四割をカバーできるように設計をしておりますので、これまでの同等の措置で対応できるものというふうに理解をしております。

○清水委員 同等とおっしゃいますけれども、売上げがゼロになるわけですから、これまで以上の支援が必要だとお考えになられませんか。

○西村国務大臣 仮に売上げがゼロになつても、固定費の四割はカバーできる。そしてまた、人件費については、全て休んだ場合には、パート、アルバイトの方も含めて、一人上限月額三十三万円

まで国が一〇〇%支援をいたしますので、そうか協力を応じていただけるものというふうに、お願いをしたいと思います。

○清水委員 それでは不十分だ、と思います。社会保険料とか、あるいは納税だとか、こうしたことが厳しくなつてくる事業者が生まれると思います。そういう事業者に対してはどのような対応をなされますか。

○西村国務大臣 今申し上げたように、協力金の支援がまず第一でありますけれども、様々な融資の制度もございます。そして、先ほど申し上げた感染防止策への支援策、持続化補助金などもござります。

○清水委員 終わります。ありがとうございます。○高木委員長 次に、遠藤敬君。

○遠藤(敬)委員 日本維新の会の遠藤敬でございます。

西村大臣、よろしくお願ひいたします。

二分の片道ということで、ちょっと今日は視点を変えまして、るる今まで国会報告で議論を、こ

れは与野党を超えて、今の現状、窮状は厳しいと

いうのは、もう与野党共に、政府も各地の首長さ

ります。

西村大臣、よろしくお願ひいたします。

二分の片道ということで、ちょっと今日は視点

を変えまして、るる今まで国会報告で議論を、こ

れは与野党を超えて、今の現状、窮状は厳しいと

いうのは、もう与野党共に、政府も各地の首長さ

ります。